

令和7年度第24回山形県障がい者スポーツ大会資料

1	第24回山形県障がい者スポーツ大会実施要綱	P. 1
2	第24回山形県障がい者スポーツ大会開催について	P. 5
3	陸上競技実施要領	P. 6
4	水泳競技実施要領	P. 14
5	アーチェリー競技実施要領	P. 18
6	卓球競技実施要領	P. 21
7	フライングディスク競技実施要領	P. 24
8	ボッチャ競技実施要領	P. 27
9	障がい区分	P. 32
10	障がい区分の解説	P. 33
11	山形県障がい者スポーツ大会 競技・種目	P. 35
12	連絡員による安全確認の実施について	P. 39
13	第24回山形県障がい者スポーツ大会申込み注意事項（各競技共通）	P. 40
14	第24回山形県障がい者スポーツ大会個人競技申込み早見表	P. 41
15	第24回全国障害者スポーツ大会山形県選手団選手・役員選考方針	P. 42

別冊 第24回山形県障がい者スポーツ大会 個人競技参加申込書

○陸上競技	様式1-1
○水泳	様式1-2
○アーチェリー	様式1-3
○卓球	様式1-4
○フライングディスク	様式1-5
○ボッチャ	様式1-6
○参加申込み一覧	[様式2]
○安全確認名簿	[様式3]

わた SHIGA 輝く障スポ

湖国の感動 未来につなぐ

2017-2018 年 12 月 31 日 资产负债表

资产	负债及所有者权益
流动资产	流动负债
货币资金	短期借款
应收账款	应付账款
预付款项	预收账款
其他应收款	应付职工薪酬
存货	应交税费
流动资产合计	流动负债合计
非流动资产	非流动负债
长期股权投资	长期借款
固定资产	应付债券
无形资产	递延所得税负债
非流动资产合计	非流动负债合计
资产总计	所有者权益
	实收资本
	资本公积
	盈余公积
	未分配利润
	所有者权益合计

2017 年 12 月 31 日 利润表

项目	金额
一、营业收入	
减：营业成本	
营业税金及附加	
销售费用	
管理费用	
财务费用	
资产减值损失	
加：公允价值变动收益	
投资收益	
其他收益	
营业利润	
营业外收入	
营业外支出	
利润总额	
减：所得税费用	
净利润	

法定代表人：_____
 财务总监：_____
 会计：_____
 出纳：_____
 制表：_____
 审核：_____
 日期：____年__月__日

第24回山形県障がい者スポーツ大会実施要綱

1 目的

この大会は、障がい者がスポーツを通じて、自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、県民の障がい者に対する理解の増進を図り、障がい者スポーツの一層の普及と競技力の向上、障がい者の自立の促進に寄与することを目的とする。

また、競技別大会については、全国障害者スポーツ大会の出場選手選考会を兼ねる。

2 主催

山形県

山形県障がい者スポーツ協会

社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会

一般社団法人 山形県手をつなぐ育成会

山形県精神障がい者スポーツ推進協議会

3 主管（運営協力）

山形県パラスポーツ指導者協議会

一般財団法人山形陸上競技協会、天童東村山地区陸上競技協会

山形市水泳連盟、山形市アーチェリー協会、山形県身体障害者アーチェリー協会

山形県卓球協会、山形県身体障害者卓球協会

山形県障がい者フライングディスク協会

山形県レクリエーション協会

一般社団法人山形県バレーボール協会

山形県知的障害者福祉協会

山形県障がい者スポーツボランティア

4 実施競技・期日・会場等

別紙一覧表のとおり。

5 競技方法

各競技実施要領等による。

6 競技規則

令和7年度（公財）日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、各競技実施要領及び申合せ事項等を適用する。

7 参加資格

参加選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（平成24年4月1日以前に生まれた者）。
 - ① 身体障がい者は、身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ② 知的障がい者は、療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
 - a 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し
 - b 医師の診断書
 - c 在籍（在学、通所、入所）又は卒業（退所）先の所属長による証明書
 - ③ 精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
 - a 自立支援医療（精神通院）受給者証の写し。
- (2) 申し込み時に本県に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、県内の学校に通学している者及び県内の施設に入所・通所している者も参加できるものとする。

8 参加制限

- (1) 競技別大会については、次のとおりとする。
 - ① 同じ日に複数の競技別大会が開催される場合、出場できるのはいずれか1つの競技大会のみとする。
 - ② 出場可能種目数等は、競技ごとに別途定める。
- (2) レクリエーション大会等については、次のとおりとする。
 - ① 出場可能種目数等は、大会ごとに別途定める。
 - ② 地区単位で実施する「レクリエーションの集い」は、原則として当該地区内在住又は所在する施設や学校等に所属する者を参加対象とする。

9 参加料

参加料は、原則として徴収しない。

ただし、各大会実施要領等で別に定める場合は、その定めによる。

10 健康・安全管理

- (1) 選手の健康・安全管理には、各人及び関係者が十分留意すること。
- (2) 主催者においては、応急の処置を除き一切責任を負わない。ただし、「身体障がい者レクリエーション大会」及び「地区レクリエーションの集い」への出場選手に対しては、主催者が加入する傷害保険の範囲内で対応する。
- (3) 競技別大会への出場選手及び引率者等は、各人において傷害保険に加入すること。
4人以上：(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険(通年対象)の加入を推奨する。
4人未満：「スポーツ安全保険個人」で検索し、加入を推奨する。
- (4) 参加者の安全確保のため、大会ごとに安全管理を実施する(内容については大会ごとに定める)。

11 全国障害者スポーツ大会における山形県代表選手の選考・決定

(1) 選考・決定手順

- ① 主催者は、全国障害者スポーツ大会に出場する県代表選手の選手選考会を実施するとともに、選考するための資料を作成し、選考委員会に上程する。
- ② 選考委員会は、別途定める「山形県選手団選手・役員選考方針(個人競技)」(以下、「選考方針」という。)に基づき県代表候補選手を選考し、その結果を県に推薦する。
- ③ 県は、推薦された候補者について、競技規則及び選考方針に則して選考されているか等を確認し、県代表選手を決定する。
- ④ 県代表に決定した場合は、令和7年7月上旬頃までに、県代表に決定した選手本人へ通知する。

(2) 留意事項

- ① 各種競技大会の参加申込みにあたり、全国大会への出場を希望した者が、出場した各種競技大会において入賞等の優秀な成績を収めた場合であっても、全国大会における各都道府県に割り当てられた出場選手枠等の都合により、必ずしも県代表選手として選考・決定されるものではない。
- ② 陸上競技、水泳及びフライングディスクにおいては、出場する競技で2種目に出場しない者は、全国大会の選考対象としない。
- ③ 主催者等が実施する練習会や強化合宿等への参加を優先できない者は、全国大会の選考の対象としない。

12 参加申込み方法

各競技実施要領等を踏まえて、別添申込書に洩れなく記入の上、決められた期日に必着で事務局へ郵送又はメールにより申し込むこと。ファックスでの申し込みは一切受け付けない。申込書の様式は、山形県障がい者スポーツ協会ホームページからダウンロードできる。

申込書記載の個人情報は、本大会及び全国障害者スポーツ大会関係用務のみに使用する。

13 その他

(1) 団体競技について

「精神バレーボール大会」は、東北・北海道ブロック大会に出場するための代表決定戦とする。

(2) 昼食弁当の斡旋について

参加者（選手、引率等）の昼食弁当の斡旋は致しません。

▲▲▲*****

《大会事務局》

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231 山形市大字大森 385番地

TEL：023-686-4084

FAX：023-686-3723

Email：info@yamagata-adapted.jp

<http://www.yamagata-adapted.jp/>

第24回山形県障がい者スポーツ大会開催について

1 開催期日・場所

[競技大会]

競 技	期 日	場 所
ボッチャ	4月26日(土)	山形県総合運動公園(サブアリーナ)
アーチェリー	4月26日(土)	山形市総合スポーツセンター(弓道場)
卓球	5月10日(土)	山形県総合運動公園(サブアリーナ/第1会議室)
水泳	5月18日(日)	山形市総合スポーツセンター(屋内プール)
県大会総合開会式 フライングディスク	5月31日(土)	山形県総合運動公園(屋内多目的コート)
陸上競技	6月14日(土)	山形県総合運動公園(NDソフトスタジアム)
バレーボール大会(精神)	10月13日(月)祝	上山市体育文化センター(アリーナ) (三友エンジニア体育文化センター)

[レクリエーション大会]

	予定期日	開催場所
身体障がい者レクリエーション大会	10月4日(土)	山形県総合運動公園(アリーナ)
知的障がい者レクリエーション大会	11月13日(木)	山形県総合運動公園(アリーナ)
置賜地区レクリエーションの集い	4月12日(土)	高島町民体育館
庄内地区レクリエーションの集い	4月13日(日)	鶴岡市藤島体育館
村山地区レクリエーションの集い	6月20日(金)	寒河江市民体育館
最上地区レクリエーションの集い	6月26日(木)	新庄市山屋セミナーハウス

2 受付は、各競技会場で行う。

3 開会式について

(1) スポーツ大会総合開会式は、第24回フライングディスク競技大会の際に行う。

開催日 令和7年5月31日(土)

開催場所 山形県総合運動公園 屋内多目的コート

参加対象 フライングディスク競技参加者及び関係者

(2) 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、ボッチャについては、開始式を行うか各競技団体と検討する。

《開始式の主な内容》

① 開会のあいさつ ②主催者あいさつ ③競技上の注意

(3) 県身体障がい者レクリエーション大会は、山形県総合運動公園アリーナで開会式を行う。

(4) 精神障がい者バレーボール競技大会及び知的障がい者レクリエーション大会は、実行委員会で決定する。

第24回山形県障がい者スポーツ大会陸上競技実施要領

- 1 日 時 令和7年6月14日(土)
受 付 8時45分(NDソフトスタジアム正面玄関)
競技開始 9時30分(NDソフトスタジアム)
競技終了 12時00分

【注意】受付では、「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と帰宅時の人員確認を行う。

- 2 会 場
山形県総合運動公園 NDソフトスタジアム
天童市山王1-1 電話：023-655-5900

- 3 主 管(運営協力)
一般財団法人山形陸上競技協会 天童東村山地区陸上競技協会
山形県パラスポーツ指導者協議会 山形県障がい者スポーツボランティア

- 4 競技規則
令和7年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、(公財)日本陸上競技連盟競技規則及び大会申合せ事項による。

- 5 参加対象者
身体障がい者(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい)
知的障がい者
内部障がい者(ぼうこう又は直腸機能障がい)

- 6 競技方法
競技は予選を行わず、各組1回の決勝により行う。

《競走競技》

- (1) スタートは、1回制とし、一度の不正スタートでもその責任を有する競技者は、失格となる。
(2) 50m競走については、スタンディングスタートのみとする。また、スターティング・ブロックは使用することができない。

- (3) 100m・200m・400m競走においては、クラウチングスタートをしなくてもよく、また、スターティング・ブロックを使用しなくてもよい。ただし、スタンディングスタートの場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。
- (4) 400mまでの競走のセパレート・レーンにおいて、内側のレーンに入った場合は失格とする。ただし、直線においては、他の競技者を妨害しない限り失格としない。
- (5) 800m競走は、第2コーナーの曲走路が終わるまでセパレート・レーンで行う。
- (6) 50m競走で使用する車いすは、日常生活用とする。
- (7) 車いすで100m以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。
- (8) 車いすは、身体の一部であり、その接地面がスタートラインや左側のラインに触れてはならない。
- (9) 1500m競走は、オープンコースとする。
- (10) 聴覚障がい者(以下「聴覚」という)部門のスターターの動作は次のとおりである。

手話通訳は一切合図しない。なお、出発合図員は、スタート側の延長線上、また、全競技者から見える位置に場所を移動して行う。

① 「On your marks : オン・ユア・マークス」(意味:位置について)でピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。

(800m、1500m競走については同様の動作でスタートラインへの移動を促した上で、ピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす)

② 「Set:セット」(意味:用意)で、ピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。

③ 上記の姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。

- (11) 視覚障がい者(以下「視覚」という)部門の障がい区分24の50m競走は、音源走のみとし、使用する音源は、ハンドマイクに収納した音源、または、それに類似するものとする。
- (12) 障がい区分24の競技者で伴走を必要とする場合は、原則として参加者が伴走者を随伴すること。(100m~1500m)
- (13) 障がい区分24に属する競技者の50m競走を除き、次のような範囲で伴走者を認める。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。
 - ① 1人とする。ただし、フィニッシュラインの50m手前までならば1回に限り交代してもよい。
 - ② いかなる場合も、伴走者は競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことをしてはならない。

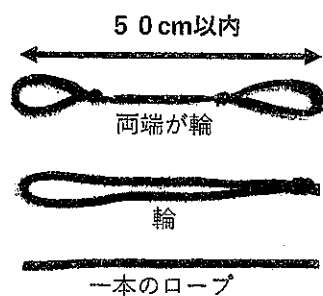
【注】推進を助けるような行為があった場合、フィニッシュ後に失格となること

がある。

- ③ 競技者と伴走者は非伸縮性の紐などを使ったガイド用のロープ（以下ガイドロープ）を持ち競技する。ガイドロープは以下の図のいずれかに該当する形状のもので、最も伸ばした状態におけるガイドロープ両端の最大長は50cm以下とする。競技者と伴走者はスタートからゴールまでガイドロープを離してはならない。

ただし、転倒などにより一時的にガイドロープを離す事態が生じた場合は除く。

【注】フィニッシュで、競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は、失格とする。



*50cm以上のガイドロープの両端を手に巻き付けるような方法は不可

*持ちやすいようにロープの両端に結び目を作るなどは、結び目を含んだ両端の長さが50cm以内であれば可

- ④ 伴走者は口頭または選手に触れるなどの方法により、競技者に必要な情報（タイム、周回数、ペースなど）を伝えることができる。

なお、その際ガイドロープ以外の道具を用いてはならない。

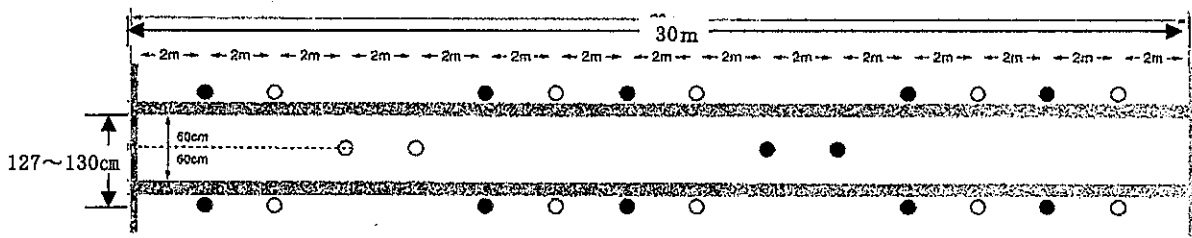
- (14) 視覚部門の競走競技で、セパレート・レーンを使用する場合には、スタートラインを延長して、1人の競技者に1つ外のレーンを含む2レーンを割り当てる。（伴走者も2レーン分の中に入る）延長するスタートラインは、ラインと同じ幅で同系色の粘着テープ等を使用する。
- (15) 障がい区分24に属する競技者は、競技エリア（トラックの走路）で光を通さないアイマスクまたはアイシェード（以下、アイマスクなど）を装着しなければならない。
- (16) 競走競技は、50mと100mの両方に申し込むことはできない。

《スラローム》

- (1) 白色の旗門は前進、赤色の旗門は後進によって通過しなければならない。
- (2) スタートラインより6m地点の前進周回旗門と18m地点の後進周回旗門の通過方法は、次のとおりとする。
- ・1本目の旗門を右回り（左回り）で1周した後、2本目の旗門を左回り（右回り）で1周し通過すること。

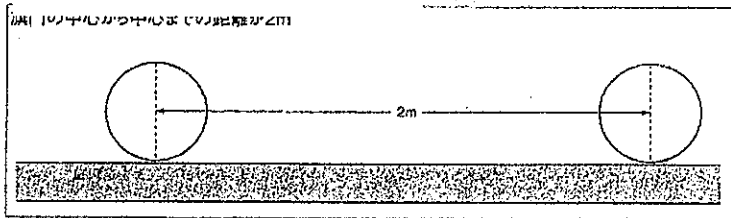
- (3) 旗門を倒した場合は、1本につき所要時間に5秒を加算する。ただし、倒した旗門に再び触れた場合は、違反としない。
- (4) 通過の方法を間違えたままフィニッシュした場合は、失格とする。ただし、フィニッシュラインに到達するまでならばやり直すことができる。その場合の反則や所要時間は、すべての所要時間に含まれる。
- (5) スタートとフィニッシュは、競走競技と同様に扱う。
- (6) スタートから5分を経過した場合は、失格とし競技を終了する。

《スラロームの障害物および旗門の位置》



- ① 左右どちらから進入してもよいが、2本目は1本目とは逆回りすること。(後進の場合も同じ)
- ② 定められた通過方法により、旗門間を3回通過しなければならない。

旗門の中心から中心までの距離が2m



《跳躍競技》

- (1) 走高跳を除き、各競技者は、3回までの試技が許される。
- (2) 視覚部門の走高跳は、助走してもしなくてもよいが、片足で踏み切らなければならない。
- (3) 走高跳のスタート時の高さは、男女とも100cmとする。
- (4) 立幅跳の踏切りは、両足同時に踏切るものとする。
- (5) 踏切線と砂場の距離は次のとおりとし、走幅跳の競技者は、申込書にどちらの踏切線を使うかを記載しなければならない。ただし、視覚部門の走幅跳は、1mのみとする。
 - ① 立幅跳 0.3 m
 - ② 走幅跳 1 m 2 m
- (6) 視覚部門の走幅跳の踏切板の幅は、日本陸上競技連盟競技規則によるが、長さ1mとする。また計測は、踏み切った場所の最も砂場に近い地点から踏切板前縁との平行線を引き、その平行線と着地点との最短距離で行う。ただし、踏切板（地域）

の手前で踏み切った場合には、着地点と踏切版（地域）の砂場より最も遠い方までの最短距離を計測する。

- (7) 視覚部門の障がい区分24に属する競技者は、競技エリア（助走路及び砂場）で光を通さないアイマスクまたは、アイシェード（以下、アイマスクなど）を装着しなければならない。
- (8) 視覚部門の走幅跳のみ、助走方向や踏切地点を知らせるために、声や音源による援助は認められる。
- (9) 視覚部門の立幅跳では、介助者が競技者の身体に触れて方向の確認を援助することは認められるが、跳躍方向から声や手ばたきなどで方向を示すことは認められない。
- (10) 跳躍競技は、立幅跳と走幅跳の両方に申し込むことはできない。
- (11) 立幅跳における制限時間は1分とする。

《投てき競技》

- (1) 各競技者は、3回までの試技が許される。
なお、車いす使用者は、原則として、3回連続して投げるものとする。車いす使用者以外の競技者の投てきにおいても、運営上3回連続して投げる場合がある。
- (2) 投てき物の重量・規格等は、別表のとおりとする。
- (3) 車いすのシートの高さは、クッションを含めて75cm以下とする。
- (4) 車いす及び電動車いす使用者の投てきは、次のように行わなければならない。
 - ① 助走することなく、臀部がシートに着いた姿勢から投げ始めなければならない。そのために、競技役員（補助員を含む）が車いすを支持してもよい。
 - ② 試技が完全に終了するまでは、臀部がシートから離れてはならない。
 - ③ 車いすを固定する場合は、地面との接地面がサークル及びやり投げ助走路スターティングラインの内側から出てはならない。
- (5) ジャベリックスローは、やり投の規則に準じて行う。
- (6) ソフトボール投は、やり投の規則に準じて行うが、投げ方は自由である。
- (7) 視覚部門の障がい区分24に属する競技者は、競技エリア（助走路及びサークル）で光を通さないアイマスクまたは、アイシェード（以下、アイマスクなど）を装着しなければならない。
- (8) 視覚部門の競技者の投てきに対する介助者の援助は次のとおり認める。
 - ① サークルを使用する種目：試技前にサークル内に入り方向確認をすること
（確認後はサークルから出なければならない）
 - ② 助走路を使用する種目：助走路内での方向確認や音源による助走の援助をすること（審判の妨げにならない位置に限る）

(9) 視覚部門の投てき競技では、投てき方向を知らせるために試技に入る前に限り声や音源、競技者の身体に触れることによる援助は認められる。

【注意】アイマスクを外すことができるのは、審判員などが認めたときだけであり、無断で外す（アイマスクなどを顔から離したりめくったりする行為を含む）ことは認められない。審判員などが意図的に外したと認めた場合は、失格とすることがある。

(10) 競技者前方（角度線内側）からの音源による援助が必要な場合は審判員に申し出ること。その場合の援助者は競技役員（審判員など）が行うこととする。

(11) 車いす使用者の投てき競技において、車いすや椅子を固定するために競技役員等が支持することは、助力とはみなされない。

(12) 投てき競技は、障がい区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

7 助 力

介助者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた競技者は失格とする。

8 招 集

(1) 招集所は、陸上競技場第1ゲート付近（グラウンド100mスタート付近）に設ける。

(2) 招集は、開始時刻表に記載された競技時刻の、フィールド競技は30分前、トラック競技は15分前までに点呼を受け完了する。

(3) 点呼を受けた競技者は、招集所に待機し係員の誘導により競技場に移動する。

(4) 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権したものとみなし、出場できない。

9 2種目同時出場について

(1) 2種目同時出場する場合において、1種目目の競技終了時刻から2種目目招集完了時刻までが、50分以内の競技者は、「2種目同時出場届」を提出することができる。以上の手続きにより、1種目目に出場する種目の招集時に、2種目目の招集も受けたことになり、1種目目終了後、直接2種目目の競技地点に移動することができる。

(2) 提出場所等

① 提出場所：招集所（第1ゲート付近）

② 提出時刻：最初に提出する種目の招集時刻までに

③ 提出部数：1部（提出の用紙は受付で配布しています）

(3) 次の種目への移動は、各自の責任で行うこと。

10 競技の服装等

- (1) 競技にあたっては、競技に適した服装を着用し、ゼッケンは、主催者が交付したものを競技服装の上衣の胸部及び背部に付けること。
車いす使用競技者は、車いすの見えやすい位置に取り付けてもよい。
なお、トラック競技においては腰番を張り付ける。
- (2) 競技に使用するスパイクピンの長さは、9mmを越えてはならない。ただし、走高跳・ソフトボール投・ジャベリックスローは12mmを越えてはならない。
- (3) 800m以上の競走に出場する選手で、靴底の厚さの上限は25mmとする。

11 表彰

当日表彰は行いませんが、帰宅時に受付にて記録証を配付する(後日郵送はしない)。

12 出場申込み方法

陸上競技に出場を希望する競技者は、下記「競技種目及び競技順」に示されている競技種目のうちから出場種目(2種目まで可能)を選び、出場申込書(様式1-1)と参加申込一覧(様式2)により、令和7年5月15日(木)必着で申し込むこと。安全確認名簿(様式3)は、令和7年6月6日(金)必着で提出すること。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、ファックスでの申込みは、一切受け付けない。

競技種目及び競技順

トラック競技 9:30~12:00

- | | | |
|---------|--------|----------|
| ① スラローム | ④ 50m | ⑦ 1,500m |
| ② 800m | ⑤ 400m | |
| ③ 200m | ⑥ 100m | |

フィールド競技

《投てきⅠ》 9:30~12:00

- ① ソフトボール投
- ② ジャベリックスロー

《投てきⅡ》 10:00~11:00

- ① ビーンバック投
- ② 砲丸投

《跳躍》 10:00~12:00

- ① 立幅跳
- ② 走幅跳
- ③ 走高跳

別表 《規格等》

種目 (障がい区分)	性別	重量・規格等	備考
ソフトボール投 (該当する区分すべて)	男女	日本ソフトボール協会公認 「協会3号ボール (ゴム球)」	投げ方自由
ビーンバッグ投 (該当する区分すべて)	男女	12cm×12cmの布または適当なものの袋に、よく乾燥した大豆等を入れたもの 重量150g	投げ方自由 (足のせ織り出し可)
ジャベリックスロー (該当する区分すべて)	男女	ターボジャブ 長さ70cm 重さ300g	投げ方は やり投に準じる

別表 《砲丸の重量》

重量	該当する障がい区分 (年齢区分)	性別
4 kg	1・4・5・6・7・8・9・13・14・15・24・25・26 (1部)	男子
2.721 kg	12・19・20・21・22 (1部)	男子
	砲丸投に出場できる障がい区分の全選手 (2部)	
	砲丸投に出場できる障がい区分の全選手 (1部・2部)	女子

第24回山形県障がい者スポーツ大会水泳競技実施要領

1 日 時	令和7年5月18日(日)	
	受 付	9時00分 (屋内プール正面入口)
	ウォームアップ	9時15分
	監督会議	9時30分
	競技開始	10時00分
	競技終了	12時00分

【注意】 受付では、「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と帰宅時に人員確認を行う。

2 会 場

山形市総合スポーツセンター 屋内プール
山形市落合町1 電話：023-625-2288 (代)

3 主 管 (運営協力)

山形市水泳連盟

4 競技規則

令和7年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、
(公財)日本水泳連盟競泳競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい)
知的障がい者

6 競技方法

(1) 選手紹介

競技前の競技者紹介の際は、椅子から立って(車いす使用者及び立つことが不自由な競技者は座ったまま片手を上げて)紹介を受けること。

(2) 出 発

- ① 自由形、平泳ぎ、バタフライのスタートは、台上、台の横から立位または座位によるスタートを選択できる。
- ② 自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。

- ③ 背泳ぎのスタートにおいて身体的理由により両方の手でスターティンググリップをつかめない競技者は、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかみ、壁側を向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により口にくわえるロープなど安全な用具の使用も認められる。
- ④ 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってもよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は、競技者に勢いを与えてはならず、その場合はフォルススタートとなる。
- ⑤ 台上または台の横からスタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてもよい。この場合、競技者を支えている者は、スタートの勢いを与えてはならない。
- ⑥ 聴覚障がい者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とジェスチャーを併用して合図する。(手話通訳は一切合図しない)

(3) 競 技

- ① 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
ただし、肢体4の障がい区分22は、浮力を助けるものを認める。
- ② 障がい区分23の競技者は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し、競技終了まで外してはならない。ゴーグルは招集所において競技役員が確認する。
- ③ 障がい区分23の競技者及び同等の障がい重複する競技者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図(タッピング)しなければならない。障がい区分24の競技者には行うことができる。
- ④ 自由形、背泳ぎのスタート及び折り返し後の15mを除いて、1ストロークサイクルに1回、泳者の体の一部が水面上に出ることとする。
- ⑤ 自由形種目に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。
- ⑥ 身体障がいによりやむを得ないと認められた場合には、各泳法の規則を緩和することができる。

(4) 介助者の役割

介助については、原則として競技場への入場を許可された者が行う。なお、介助者として入場を希望する者は、参加申込み時に申し込み、競技役員の指示により入場する。

① 競技規則上可能な介助

ア) スタート介助(入退水介助含む)

- ・水中スタートの際、身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない競技者
- ・安全にスタート台上等に立つまたは座ること、およびそれまでの移動が困難な競技者

イ) タッピング (ターン、ゴール時の合図)・障がい区分 2 3・2 4

② 競技規則以外で可能な介助

ア) 入退水介助 安全に入退水することが困難な競技者

③ 競技規則以外で可能な同伴

ア) 情緒不安定・障がい区分 2 6 及び同等の障がい重複する競技者
(他の競技者に迷惑をかける場合に限る)

イ) 種目の指示・障がい区分 2 6 及び同等の障がい重複する競技者
(泳ぐ種目を理解できない場合に限る)

(5) 服 装

① スイミングキャップを着用すること。

② 国際水泳連盟の公認水着でなくてもよいが、形状 (体を覆う範囲) 等は、次のとおりとする。

ア) 男子の水着は、へそから上、膝から下に伸びてはならない。

イ) 女子の水着は、首を覆ったり、肩から先、膝から下に伸びたりしてはならない。

③ 水着の重ね着は禁止とし、着用できる水着は1枚とする。ただし、インナー用ショーツ (サポーター) 女性用インナーパットは認める。

(6) 浮具使用について

浮具使用の浮具とは、浮力を補助するためのスイミングヘルパーやアームヘルパーなどをいう。

7 誘 導

会場内での誘導は、競技役員又は競技補助員が行う。なお、許可を受けた介助者がつく場合は、競技役員の指示に従う。

8 計 時

計時は、手動とする。

9 出発合図

出発合図は、電子音装置またはピストルを使用する。

10 招 集

(1) 招集は、水泳競技会場内招集所で行う。

(2) 招集は、3レース前までに完了する。

(3) 3レース前までに招集しなかった競技者は、棄権とみなし出場できない。

(4) 前レースの終了時刻から次レースの招集完了時刻まで10分以内の競技者については、当該競技者の代理者がその旨を招集所に申し出、代行することができる。

11 表彰

当日表彰は行わないが、帰宅時に受付にて記録証を配付する（後日郵送はしない）。

12 競技種目及び競技順

別表のとおり競技を行うので、参加申込み時に参考にすること。ただし、編成上やむを得ず競技順を変更することがある。

13 その他注意事項

- (1) 事故防止には十分注意すること。
- (2) 競技会場におけるコーチ及び介助者の指示、応援等を禁止する。
- (3) 場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (4) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
- (5) 更衣室とプールサイド以外では水着、裸足のまま行動しないこと。
- (6) 競技会場への飲食物の持ち込みを禁止する。更衣室と選手待機所では水分補給は認めるが、それ以外の飲食については禁止する。
- (7) 競技者の休憩は、指定された場所を利用すること。
- (8) 写真撮影をする場合は事前に大会事務局へ申請し、受付で許可証をもらうこと。

14 出場申込み方法

水泳競技に出場を希望する競技者は、別表「競技種目及び競技順」に示されている競技種目のうちから出場種目（2種目まで可能）を選び、出場申込書（様式1-2）と参加申込一覧（様式2）により、令和7年4月17日（木）必着で申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、ファックスでの申込みは一切受け付けない。

安全確認名簿（様式3）は、郵送かメールにより令和7年5月9日（金）必着で提出すること。

別表 競技種目及び競技順

- | | |
|------------|------------|
| ① 25m自由形 | ⑤ 50m自由形 |
| ② 25m平泳ぎ | ⑥ 50m平泳ぎ |
| ③ 25m背泳ぎ | ⑦ 50m背泳ぎ |
| ④ 25mバタフライ | ⑧ 50mバタフライ |

第24回山形県障がい者スポーツ大会アーチェリー競技実施要領

- 1 日 時 令和7年4月26日(土)
受 付 8時30分
競 技 開 始 9時00分
競 技 終 了 12時00分

【注意】受付では、「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と帰宅時に人員確認を行う。

- 2 会 場
山形市総合スポーツセンター 弓道場(遠的場)
山形市落合町1 電話：023-625-2288(代)

- 3 主 管(運営協力)
山形市アーチェリー協会
山形県身体障害者アーチェリー協会

- 4 競 技 規 則
令和7年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則及び大会申合せ事項による。

- 5 参 加 対 象 者
身体障がい者(肢体不自由、聴覚障がい)
内部障がい者(ぼうこう又は直腸機能障がい)

- 6 標 的 競 技
(1) 競 技 種 目 は 男 女 と も 次 の と お り と す る。
① 50・30mラウンド
② 30mダブルラウンド
(2) 行射時間は、各距離から1エンド3射(2分)で36射ずつ行射する。
また、プラクティスは、2分フリー2回とする。
(3) 部門は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。

- 7 競 技 方 法
(1) 標 的
リカーブ部門は、直径80cm的、コンパウンド部門は、6リング的を使用する。
(2) 時 間
ストップウォッチで時間を管理進行し、行射開始にホイッスルと白旗で、行射終了30秒前に計時係が黄色旗を上げ時間を知らせる。

(3) リカーブ部門の用具

障がい区分1（第8頸髄まで残存）及び障がい区分3（上肢障がい）の競技者はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。

また、障がい区分1及び障がい区分3以外の競技者で上肢にも障がいがあり、補助具を使用しないと行射できない競技者も、審判長の承認を得れば使用することができる。

(4) 行射

- ① 「車いす」という言葉に適合していれば、どのような形式の車いす（4個を超える車輪がないことを前提に）も使用できる。
- ② 車いすあるいは椅子使用の競技者は、シューティングライン後方に少なくとも車いすの1輪または椅子の1脚を置いて行射しなければならない。
- ③ 行射中は押手及び弓を車いすや椅子等で支えてはならない。
- ④ 椅子使用の競技者は、背もたれや肘掛けなどを含め、座面より上に体を支える構造があってはならない。
- ⑤ 車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。
- ⑥ 転倒防止器具の使用は認められる。
- ⑦ 手動車いす用パワーアシストデバイスについては、行射中は地面から離れた位置に固定しなければならない。
- ⑧ 弓の押し手に障がいがあり、弓のハンドルをしっかりと握れない選手は、ハンドルと手をバンテージで固定することが認められる。
- ⑨ 前腕切断などで弓を持つことができない競技者は、人工補助用具や義肢を使って弓を持つことが認められる。これら補助具は、矢を放つときに弓の動きを妨げず、完全に固定されていない、または着脱可能である限り、弓に装着することができる。
- ⑩ 押し手に障がいがあり、肘が伸ばせない競技者は、肘の装具を使用することができる。
- ⑪ 引き手に障がいのある選手は、リストガードの使用、またはリストガードとリリースエイドの併用が認められる。
- ⑫ 下肢長差があり、足または足の一部を持ち上げる装置を使用する競技者は、靴に装着する・しないを問わず使用が認められる。ただし、シューティングラインにいる他の競技者の妨げにならないこと、地面に接地していること、靴の底面からはみ出す部分が2cmを越えないことが条件となる。

(5) 立順

- ① 立順は、Aの1立制とし、3射ごと採点、矢取りを行う。
- ② 2名または3名の競技者が同時に行射する場合、車いすまたは椅子使用の競技者は、常にシューティングラインにとどまってもよい。その場合、弓を膝の上もしくはシューティングライン後方に置くことによって行射を終了したものとす。

(6) 得点記録

得点の記録および矢の回収は、競技運営主管団体が競技者からの委託を受けて行うものとする。

8 競技用具・服装

競技に必要な用具は、出場競技者が各自用意する。

競技に当たっては、競技に適した服装を着用すること。

9 表彰

表彰式は行わず、各部門の種目毎・男女別の3位までの賞状を、帰宅時に受付にて配付する。

10 出場申込方法

アーチェリーに出場を希望する競技者は、出場申込書(様式1-3)と参加申込一覧(様式2)を令和7年4月10日(木)必着で申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、ファックスでの申込みは一切受け付けない。

安全確認名簿(様式3)は、郵送かメールにより令和7年4月18日(金)必着で提出すること。

11 その他

全国障害者スポーツ大会のアーチェリー競技に出場する競技者は、グリーンバッヂ(安全バッヂ)を所持していることが望ましい。

第24回山形県障がい者スポーツ大会卓球競技実施要領

- 1 日 時 令和7年5月10日(土)
受 付 8時30分
競 技 開 始 9時00分
競 技 終 了 12時00分

【注意】受付では、「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と帰宅時に人員確認を行う。

- 2 会 場
山形県総合運動公園 サブアリーナ(一般卓球) 第1会議室(STT)
天童市山王1-1 電話023-655-5900

- 3 主 管(運営協力)
山形県卓球協会 山形県身体障害者卓球協会
山形県障がい者スポーツボランティア

- 4 競技規則
令和7年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、(公財)日本卓球協会制定の「日本卓球ルール」を基準として行う。

- 5 参加対象者
身体障がい者(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい)
知的障がい
精神障がい

- 6 競技方法
- (1) 競技種目は男・女シングルの一般卓球とサウンドテーブルテニス(STT)とする。視覚障がい部門では、視力・視野を問わず、アイマスク装着の有無で、競技を区分する。アイマスクありはSTTに、アイマスクなしは一般卓球に出場できる。
 - (2) 部門は、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・車いす・脳原性麻痺)、視覚障がい(一般卓球・STT)、聴覚障がい、知的障がい、精神障がいの10部門とする。
 - (3) 試合は、部門ごと予選リーグ・決勝トーナメント方式とし、原則として同一部門の選手でブロックを構成するものとする。(各ブロック1位・2位が決勝トーナメントに進出する)
 - (4) 出場競技者の少ない部門については、他部門の選手と合わせてブロックを構成することがある(1ブロック4名以内)。
 - (5) 1部門の参加総数が17名以上の場合は、予選リーグを行わずトーナメント

方式のみとする。ただし、1回戦の敗者同士は親善試合を行う。

- (6) 1ゲームの勝敗は、11ポイントを先取した競技者を勝ちとする。ただし、両競技者の得点が10ポイントに達した後は、2ポイントの差をつけた競技者を勝ちとする
- (7) 1マッチは5ゲームからなり、3ゲームを先取した競技者を勝ちとする。
- (8) サービスは、得点の合計が2ポイント増すごとに交代する。また、双方の得点が10ポイントになったときは、順序を変えず1ポイントごとにサービスを交代する。促進ルールは適用しない。

7 一般卓球の競技規則等

- (1) 肢体不自由者及び知的障がい者については、フリーハンド（ラケットを持っていない手の手首より先）がコートに触れても失点としない。ただし、コートを支えて打ったり、テーブルを動かしたりしてはならない。
- (2) サービス
 - ① サーバーはフリーハンドの手のひらを開き、その上に掴むことなく自由に転がる状態でボールをのせ静止させる。この状態からサービスは開始される。
 - ② 次にサーバーは、ボールに回転を与えることなく、ボールがフリーハンドの手のひらから離れたあと、打球される前になにもものにも触れずに落下するように、16cm以上ボールをほぼ垂直に投げ上げなければならない。
 - ③ サーバーは、ボールが落下する途中を打つものとし、そのボールが最初に自領コートに触れた後、レシーバーのコートに直接接触するように打球する。
 - ④ 身体的理由により審判長の承認を得、主審が相手方にサービスの仕方について変更を知らせた場合には、サービスの規定を緩和することができる。
また、知的障がいについても、主審が対戦者の不利にならないと認めた場合、サービスの規定を緩和することができる。
- (3) 車いす使用者が正しく出されたサーブをレシーブする際「レット」となる例。
ただし、「レット」が宣告される前に打球した場合は、有効となる。
 - ① レシーバーのコートに触れた後、ネット方向に戻った場合
 - ② レシーバーのコートに止まった場合
 - ③ レシーバーのコートに触れた後、どちらかのサイドラインを横切った場合
- (4) 知的障がいや精神障がい原因と認められる試合の中断があった場合、1つのマッチでの中断時間は最大10分間とする。また、速やかな試合進行のために、審判、監督、介助者等が競技者に進行を促す言葉をかけたり競技者に触れたりすることができる。

8 サウンドテーブルテニス（略称STT）の競技規則

- (1) STTに出場する競技者は、アイマスクまたはアイシェードを装着すること。
 - ① アイマスク、アイシェードは招集所で審判のチェックを受け、競技領域に入る前に装着し、試合が終了して競技領域外に出るまで装着していること。
 - ② いかなる理由があっても、アイマスクやアイシェードを外す場合は主審

が認められた時であり、無断で外すことは認められない。

(2) サービス

- ① サービスは、主審が「プレー」の宣告をした後10秒以内に、サービスエリアにボールを制止させ、主審がボールの静止を確認できるよう、完全にボールから手を離して「いきます」と声を掛ける。
- ② レシーバーは5秒以内に返事をし、そして、サーバーはレシーバーの返事後、5秒以内にボールを打ち出さなければならない。
- ③ サービスのボールがネットに触れた場合、サーバーのミスとなる。
- ④ サービスされたボールに対するレシーバーの空振りや、リターンの時と同様空振りは何度行われても判定には関係はない。

(3) ホールディング

- ① 打球時に音がしなかった場合
- ② 打球時におけるラケットの打球した面とテーブルの上面との角度が60度未満であった場合
- ③ 打球時に、ラケットでテーブルやフレームを「叩いたりこすったり」して、打球音を消した場合

9 競技用具

ラケットは、(公財)日本卓球協会が公認したものを使用しなければならないが、身体障がいにより、ラケットを使用球の色以外の単一色のもので、手や腕に縛ることは許される。また、縛った範囲での打球は許されるが、故意の打球はバッドマナーである。

(JTTAのマーク及び指定業者の刻印か、商標がなければならない)

10 服装

競技にふさわしい服装で参加すること。

背中には、氏名・市町村名または団体名の入ったゼッケンを各自用意し、装着すること。縦15cm、横25cm程度で、布の色は指定しない。

11 表彰

表彰式は行わず、部門ごと1～3位までの賞状を帰宅時に受付で配付する。

12 出場申込み方法

卓球競技に出場を希望する競技者は、別紙出場申込書(様式1-4)と参加申込一覧(様式2)により、令和7年4月10日(木)必着で申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、ファックスでの申込みは一切受け付けない。

安全確認名簿(様式3)は、郵送かメールにより5月1日(木)必着で提出すること。

第24回山形県障がい者スポーツ大会フライングディスク競技実施要領

1 日 時	令和7年5月31日(土)
受 付	9時00分
総合開会式	9時30分
競技開始	10時15分(アキュラシー)
	11時15分(ディスタンス)
競技終了	12時30分

※参加人数によりディスタンスの競技開始時刻が変更になることがあります。

※総合開会式は全員参加となります。9時20分まで受付を済ませてください。

【注意】受付では、「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と帰宅時に人員確認を行う。

2 会 場

山形県総合運動公園 屋内多目的コート

天童市山王1-1 電話：023-655-5900

3 主 管 (運営協力)

山形県障がい者フライングディスク協会 山形県パラスポーツ指導者協議会
山形県障がい者スポーツボランティア

4 競技規則

令和7年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、日本障害者フライングディスク連盟競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい)
知的障がい者
内部障がい者(ぼうこう又は直腸機能障がい)

6 競技種目

- | | | | | |
|------------|--------------|-------------|-------|-------|
| (1) アキュラシー | ①ディスリート・ファイブ | ②ディスリート・セブン | | |
| (2) ディスタンス | ①座位男子 | ②座位女子 | ③立位男子 | ④立位女子 |

7 競 技

- (1) 競技は、すべて競技役員の指示で進行する。
- (2) 投げ方は自由とする。
- (3) 競技に使用するディスクは、主催者で用意する。
- (4) 手、足、口等、身体のあるあらゆる部分によるスローイングを認める。ただし、スローイングの助けとなるどのような工夫もしてはならない。手指等の傷口を守るためにテープ等を使用する場合、審判長の許可を得なければならない。
なお、義手・義足等の使用は認めるが、ディスクの推進力、回転力を促進する機能のあるものは認めない。

《アキュラシー》

- ① 障がいによるクラス分け及び性別による区分けはしない。
- ② 試技順は、年齢の若い順とする。
- ③ 試技は10投連続で行う。
- ④ プレーヤーが視覚障がいの場合は、競技役員がアキュラシーゴール後方3mの距離から電子音によってアキュラシーゴール中心部の位置を知らせることができる。
また、投げる方向、通過・不通過の状況を知らせるための介助者をスローイングエリア内に1名を同行することができる。その際、伝えられるのは投げる方向、通過・不通過の状況だけで技術的な助言等を行ってはならない。度重なる介助者の違反については、退場を命ずることができる。
- ⑤ 試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分とする。5分をこえた試技は無効となる。
- ⑥ 順位の決定
ア) 順位は、得点の多さで決定する。
イ) 同得点の場合は、第1得点を先に挙げた者を上位とする。第1得点と同じ場合は順次、得点を先に挙げた者を上位とする。

《ディスタンス》

- ① 各組の組合せ編成は、年齢順により行う（原則1組8名まで。男女別、座位・立位別に行う）。
- ② 試技順は、年齢の若い順とする。
- ③ 1投のテストスロー（黄色のディスク）を行い、試技は、3投連続して行う。
- ④ 投げられたディスクの有効範囲は、競技フィールド前方180°とする。
- ⑤ 試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから3分とする。3分をこえた試技は無効とする。
- ⑥ プレーヤーが視覚障がいの場合、投げる方向、ディスクの飛行状況を知らせるための介助者をスローイングエリア内に1名同行することができる。その際、伝えられるのは投げる方向、ディスクの飛行状況だけで、技術的な助言等を行ってはならない。

⑦ 記録

記録は、3投の試技で最も距離の遠い着地点を計測する。計測はcm単位とし、cm以下は切り捨てる。

⑧ 同順位の場合は、1投の再投を行う。

8 服 装

ゼッケンは主催者が交付したものを競技服装の上衣の胸部及び背部に付けること。

9 競技開始時刻

○アキュラシー 10時15分

○ディスタンス 11時15分

(ただし、参加人数によりディスタンスの開始時刻が変更になる場合があります)

10 招集に関する注意事項

(1) 招集は、各組の競技開始時刻15分前から行い5分前に完了する。

なお、各チームの担当者はプレーヤーの招集時刻に合わせて予め整列させるなどして、招集時刻に遅れないようスムーズな移動を心がけること。

また、プレーヤーに対して予め招集場所や競技場所(サイトNo.)について十分に説明しておくこと。

(2) 点呼を受けたプレーヤーは、招集所に待機し、係員の誘導により競技場所に移動すること。

(3) 招集完了時刻に遅れたプレーヤーは、棄権とみなし出場できません。

11 表 彰

当日表彰は行わないが、帰宅時に受付で記録証を配付する(後日郵送しない)。

12 出場申込み方法

(1) フライングディスク競技に出場を希望するプレーヤーは、出場申込書(様式1-5)と参加申込一覧(様式2)により令和7年5月8日(木)必着で申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、ファックスでの申込みは一切受け付けない。

安全確認名簿(様式3)は、郵送かメールにより令和7年5月23日(金)必着で提出すること。

(2) 全国大会に出場を希望するプレーヤーはアキュラシー1種目と、ディスタンスの計2種目に申し込むこと。

第24回山形県障がい者スポーツ大会ボッチャ競技実施要領

1 日 時	令和7年4月26日(土)
	受 付 9時30分
	注意事項説明 10時00分
	競技開始 10時30分
	競技終了 12時00分

【注意】受付では、「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と帰宅時に人員確認を行う。

2 会 場
山形県総合運動公園 サブアリーナ
天童市山王1-1 電話 023-655-5900

3 主 管 (運営協力)
山形県パラスポーツ指導者協議会

4 競技規則
令和7年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者
身体障がい者(肢体不自由)
ボッチャの障がい区分は、すべて投球時の姿勢を基準とする。

(1) 車いす利用者・座位者

- ① 四肢麻痺者・片麻痺者等、車いすまたは椅子座位で競技をする選手。
 - ② 投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な選手。
 - ③ 投球することが困難で、ランプを使用して競技する選手。
- ※②の選手にはスポーツアシスタントが、③の選手にはランプオペレーターが1人認められる。

(スポーツアシスタントとランプオペレーターは、移動すること、方向を変えること、投球することに対して補助するものであって、選手の意思を離れて競技に介入することは許されない。)

(2) 立位者

立位で競技する選手。競技においては、日常的に車いすを使用しているものでも、投球時に立っているかどうかで判断される。

6 コーチ

試合に出場する選手には、コーチを1名配置することができる。コーチはエンドとエンドの間に指示を出すことができる。

7 競技手順

1 試合 2 エンドとし、競技は以下のような手順で進められる。

(1) 競技の準備

コイントスにて投球順序(使用するボールの色)を決定する。

(2) ボールの準備

選手は、自分が使用するボールを1セット持って、試合に臨むことができる。

また、これより多いボールを試合に持ち込んで서는ならない。

(3) 投球位置への配置

選手は、競技を始める際に、審判の誘導を受けながら投球位置(赤ボールを投球するサイドの選手は3番、青ボールを投球するサイドの選手は4番のスローイングボックス)に配置される。

なお、コーチは、エンドライン側のコート外で待機する。

(4) 投球練習

試合を始める前に、6球のカラーボールと1球のジャックボールを、2分以内で投球練習することができる。6球のカラーボールと1球のジャックボールを全て投げ切るか、2分が経過したとき、投球練習は終了される。

(5) 試合の宣告

審判はそれぞれの選手が投球位置に配置されていることを確認した後、ジャックボールを赤ボールの選手に手渡し、コート外に出ると「ジャックプリーズ」というコールをもって試合の開始を宣告する。

(6) ジャックボールの投球

赤ボールの選手は、審判が試合の開始を宣告した後に、コート内の任意の箇所にジャックボールを投球する。この際、コートを区切るラインに触れたり越えたり、Vラインに触れた位置で停止したり、越えなかったりした場合はデッドボールとなり、ジャックボールの投球権は相手選手に移る。

(7) 第1球目の投球

ジャックボールが首尾よくコート内の任意の箇所に投球できた場合、ジャックボールを投球した選手がそのまま第1球を投球する。このとき、第1球がコートを区切るラインに触れたり越えてしまったりした場合は、同じ選手がボールをコート内に投球することができるまで投球する。

(8) 第2球目の投球

ジャックボールを投げた選手がボールの第1球目を投球できたら、相手選手がボールの1球目を投球する。このとき、相手選手の第1球目がコートを区切るラインに触れたり越えてしまったりした場合は、同じ選手がボールをコート内に投球することができるまで投球する。

(9) 第3球目以降の投球

両選手のボールが投球されたら、ジャックボールに対してより遠い位置に配置されたボールを投球した選手が投球する。

ジャックボールに対して遠近の配置が入れ替わったとき、投球する選手も入れ替わる。これは、投球するべき手持ちのボールがすべて投げ終わるまで行われる。

(10) 各選手の持ち時間

ジャックボールを含めた各選手の投球時間の合計は、1エンド当たりそれぞれ5分ずつとする。

(11) 点数の計算、エンドの終了

両選手の投球すべき手持ちのボールがすべて投げ終わったとき、審判は投球の終了を宣告し、その後、第1エンドの獲得点数の計算を行う。審判は得点の計算が終わったら、選手と観客に試合の点数を宣言し、エンドの終了を宣告する。審判に促された後、ランプオペレーターはコート内を見ることができる。ただし、試合の結果に介入することはできない。

(12) エンドとエンドの間の扱い

エンドとエンドの間では、次のエンドの準備が行われる。コーチやスポーツアシスタント、ランプオペレーターは、次のエンドのためのボールを回収し、選手に必要な助言を与えることができる。

ただし、審判に次のエンドの開始を促されたときには、速やかに次のエンドを開始できるようにしなければならない。

(13) 次エンドの実施

次エンドの実施は、ジャックボールを青ボールの選手に手渡し、以後は第1エンドと同じ手順で行われる。

(14) 勝敗

競技は2エンドマッチで行われ、第2エンド終了時の総得点の高い選手が勝利となる。

(15) 同点時の対応

- ① (タイブレイク) 2エンド終了時に同点だった場合は、コート中央のクロスにジャックボールを配置し、1球ずつ投球してジャックボールにより近いボールを投球した選手を勝者とする(ファイナルショット制度)。
- ② 投球順序は、タイブレイクエンド開始前にコイントスで決められ、先に投球する選手のジャックボールが使用される。

(16) 競技の終了

競技がすべて終了し勝敗が決したとき、審判は選手に勝敗と得点の確認を図り、承諾サインを得る。承諾サインを得たのち選手はコートから退出する。

8 違反行為 以下の行為については、違反行為として罰則を受ける。

- (1) ラインを踏む、もしくはボックスの外に足や補装具が接地した状態で投球する。
⇒投球したボールは無効となり、リトラクション（ボール除去）となる。
- (2) 審判の指示がある前に投球する。または指示がない選手が投球する。
⇒投球したボールは無効となり、リトラクションとなる。
- (3) ランプオペレーターが試合中にコートを見たり、スポーツアシスタントまたはランプオペレーターが競技に介入したりする所作を審判が認めたとき。
⇒投球したボールは無効となり、リトラクションとなる。

9 試合形式

立位と座位に分けて3人または4人1組のリーグ戦を行い、複数リーグの場合は1位同士で決勝戦を行う。

10 順位の決定

- (1) 各プール内の順位は次の順で決定する。
 - ① 勝った試合が多い選手
 - ② 勝ち試合が同じ場合は、直接対決で勝った選手
 - ③ ①②で決まらない場合は得失点差の多い選手
 - ④ ③で決まらない場合は総得点の多い選手
- (2) 上記①～④で決定しない場合は、タイブレイク（ファイナルショット制度）で決定する。

11 競技用具

- (1) ボール
 - ① ボールは、大会主催者で準備するが、個人所有のボールを使用しても構わない。
 - ② 個人所有のボールを使用する場合は、招集時にボール検査を大会主催者が実施する。その結果、基準を満たしていない場合は、主催者が用意するボールを使用して競技しなければならない。
 - ③ ボールの表面は革製か人工皮革で、大きさは以下のとおりとなる。
重量：275 g ± 12 g 周長：270 mm ± 8 mm
- (2) 投球補助具（ランプ）
 - ① ランプは、選手が準備したものを使用する。準備できない場合は、大会主催者が準備したものを使用する。ただし、事前の貸し出しは行わないので、2分間の練習時間内で使用方法を会得すること。

時間内で使用方法を会得すること。

- ② ランプは、付属品、延長部、基本部分を含めた最大最長の状態にして横に倒したときに、2.5m×1mのエリア内に収まるような寸法でなければならない。
- ③ ランプは、ボールを投げることができない座位の選手が、勾配を用いてボールをコートに送ることを目的にしたものであり、加速や減速、狙いを定める機器をつけてはならない。
- ④ ランプはランプオペレーターを要して投球する区分の選手が使用する用具であり、投球する際にはボールに触れたり、押し下りたりして自分自身でモーションを起こさなければならない。そのため投球に機械的な補助を設ける機器をつけてはならない。
- ⑤ ボールを投球する際に、ランプの先は、接地しているかどうかに関わらず、スローイングラインより前には出てはならない。接地していなければ、ボックスサイドラインを越えてもよい。

13 服装

- (1) 競技にふさわしい服装で参加すること。立位の選手、コーチ、スポーツアシスタント、ランプオペレーターは、上履きに履き替えて競技場に入ること。
- (2) 選手は、主催者が準備したゼッケンを胸部と背部につけること。
車いすの場合は、見えやすいところにつけること。

14 招集

招集は、前の試合が開始されるまでに済ませること。ただし、第1試合の選手は、注意事項説明が終了したら直ちに招集を受けること。

15 表彰

立位・座位別の3位までの選手に対して、帰る際に受付で賞状を配付する（後日郵送はしない）。

16 出場申込み方法

ボッチャに出場を希望する選手は、参加申込書（様式1-6）と参加申込一覧（様式2）を令和7年4月10日（木）必着で申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、ファックスでの申込みは、一切受け付けない。

安全確認名簿（様式3）は、郵送かメールにより4月18日（金）必着で提出すること。

なお、障がい区分に該当しない選手は、大会に出場できません。その場合は、主催者から大会前に連絡する。

障がい区分がわからない場合は、山形県障がい者スポーツ協会に問合せすること。

障 がい 区 分

1 肢体不自由者の障がい区分

- (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障がいとして区分する(7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する)。
- (2) 多肢切断や両上肢障がいなど、複数の部位の切断や機能障がいがある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない(左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障がいとして区分する)。
- (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- (5) 関節離断は、上位の部分の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
- (6) 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障がいのあるものをいう。機能障がいとは、運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことである。下肢の運動麻痺・筋力低下の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- (7) 不完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節機能障害がある者をいう。
- (8) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障がいがあるような場合には、競技によっては、最も上位の障がい部位(上腕)の切断として扱っても、機能障がいとして扱ってもよい。
- (9) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
- (10) 切断または機能障がいのある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障がい区分とする。
- (11) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障がいのある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- (12) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障がい状況に応じて他の区分となることもある。
- (13) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時間があり、かつ、両足がともに地面に接している時間がない運動のことである。

なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできる競技者を対象とする。

- 2 視覚障がいの視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。また矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障がいの有無に関わらず、その他の視覚障がいへ区分される。
- 3 内部障がいは、ぼうこう又は直腸機能障がいのみを対象とする。
- 4 個人競技の陸上競技、水泳、卓球(精神障がいを除く)では、年齢(4月1日現在)を次の区分に分けて競技するものとする。

身体障がい者	1部：39歳以下	2部：40歳以上		
知的障がい者	少年の部：19歳以下	青年の部：20歳～35歳	壮年の部：36歳以上	
精神障がい者	区分なし			

〔障がい区分の解説〕

■肢体不自由1

			障がい区分名	解説		
切断または機能障がい	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断	
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	
				両上腕	両上腕の切断者	
				片前腕および片上腕	片前腕の切断および片上腕の切断者	
				片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいがある者	
		片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者			
		機能障がい	両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいがある者		
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者		
			下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
					片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
					両下腿	両側の下腿の切断者
					両大腿	両側の大腿の切断者
	片下腿および片大腿				片下腿の切断および片大腿の切断者	
	機能障がい	片下肢不完全		片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障がいがある者		
		片下肢完全		片側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者		
	上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断および片下肢の切断者		
			多肢切断	三肢以上の切断者		
		機能障がい	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者		
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者		
			両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者		
			両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者		
			両上肢不完全および両下肢不完全	両上肢不完全および両下肢不完全の者		
体幹	体幹	頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障がい)が該当する【注1】				

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技・ボッチャ	脳原性麻痺以外で、車いす常用または使用	第6 頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
			第7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす(陸上競技)	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
			多肢切断(ボッチャ)	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
下肢麻痺で座位バランスあり			座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】	

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】(水泳) 下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技・ポッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上競技）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者
			四肢麻痺で車いす常用または使用（ポッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障がいがあるため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者
		立位	上肢で車いす使用（陸上競技）	上肢による車いす使用者【注4】
			その他走不能（陸上競技）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
			その他走不能（ポッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
			上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上競技）	目的動作に障害のある上肢協調運動障がいがあるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者
		その他走可能（陸上競技）	【注5】	
	水泳		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障がいと片上肢機能全廃	片側障がいと患側上肢のストローク動作も走るとも両方が不可能な者
			その他の片側障がいと走不能	片側障がいと患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
			その他走可能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度で走ることが可能な者や、片側障がいと走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者
上肢に不随意運動なし			上肢の協調運動障がいのない立位者	
片側障がい			片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者	

【注4】 ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができる者はこの区分に該当する。

【注5】 「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

■肢体不自由4

その他	電動車いす常用（陸上競技）	四肢体幹機能障がいにより電動車いすを常用している者
	電動車いす常用（ポッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障がいにより電動車いすを常用している者
	浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障がいのある者で、浮具を使用する者

■視覚障がい

視覚障がい	視力0から0.01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障がい	

【注6】 視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

【注7】 矯正後の良い方の視力が、0.02以上の場合、視野障がいの有無に関わらず、その他の視覚障がいへ区分される。

■聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい

聴覚・平衡機能障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい	聴覚障がい	区分しない
-------------------------------	-------	-------

■知的障がい

知的障がい	知的障がい	区分しない
-------	-------	-------

■内部障がい

内部障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がい者は含まない
-------	---------------	-------------------------------

■精神障がい

精神障がい	精神障がい	区分しない
-------	-------	-------

山形県障がい者スポーツ大会競技・種目

◎男女別・年齢区分なし ▲男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

1. 陸上競技

障がい区分	区分番号	競走					跳躍			投てき										
		※1	1	2	4	8	15	30	60	100	ソフトボール投	砲丸投	走り高跳	立幅跳	走幅跳	走り	スロージャンベリック	ピンバック投		
上肢	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	5	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	7	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	8	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
下肢	9	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	10	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	11	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	12	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	13	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	14	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	15	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	16	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
体幹	17	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	18	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	19	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	20	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	21	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	22	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	23	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	24	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
視覚障がい※4	25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	26	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	27	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	28	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	29	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	31	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	32	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
 ※2 体幹とは頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等)による体幹の障がい(該当する)。ただし、四肢の機能障がい(脊髄損傷)を伴う場合は体幹の機能障がい(脊髄損傷)があってもこの区分には該当しない。
 ※3 複数の障がい区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこなない、順位を決定する。
 ※4 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
 ※5 障がい区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシールドを装着する。
 【注】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は立幅跳と走幅跳、ソフトボール投とジャンベリックスローの両方に申し込むことはできない。

2 水泳

◎男女別・年齢区分別

○男女別・1部

●男女別・2部

△男女混合・年齢区分なし

	区分番号	障がい区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ	
			2	5	2	5	2	5	2	5
			5	0	5	0	5	0	5	0
1	上肢	1 手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		3 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		4 両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		5 両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	下肢	6 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		7 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		8 両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		9 両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	上下肢	10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		11 多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	体幹	12 体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○
2	す以脳常外原用で性車麻痺い痺	13 第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎			
		14 第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		15 下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		16 下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○
3	疾（脳脳性脳麻痺外傷等脳血管）	17 四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎			
		18 両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		19 片側障がい片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		20 その他の片側障がい走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		21 その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
4		22 浮具使用	◎	◎	◎		◎			
視覚障がい ※1		23 視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		24 その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○
聴覚・平衡機能障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい		25 聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○
知的障がい		26 知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1. 視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※2. 障がい区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

●男女別

3 アーチェリー

	区分番号	障がい区分	リカーブ		コンパウンド	
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	1	※ 第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2 その他の車いす	●	●		
	3	3 上肢障がい	●	●		
		4 下肢障がい(椅子・車いす使用を含む)	●	●		
		5 体幹	●	●		
	6	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、 脳外傷等)	●	●	●	●
7	聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい	●	●			
8	内部障がい	●	●			

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4 卓球

◎男女別、年齢区分別

●男女別

	区分番号	障がい区分	卓球	STT	
			◎	◎	
肢体不自由	1	1 片上肢障がい	◎		
		2 両上肢障がい	◎		
		3	3 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4 片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5 片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		6 体幹	◎		
	2	7 第8頸髄まで残存 ※1	◎		
		8 座位バランスなし	◎		
		9 その他の車いす	◎		
	3	10 車いす使用	◎		
		11 杖または、松葉杖使用	◎		
		12 上肢に不随意運動あり	◎		
		13 上肢に不随意運動なし	◎		
		14 片側障がい	◎		
視覚障がい ※2	15 アイマスクまたは、アイシェードあり ※3		◎		
	16 アイマスクまたは、アイシェードなし	◎			
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい	17	聴覚障がい	◎		
知的障がい	18	知的障がい	◎		
精神障がい	19	精神障がい	●		

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障がい区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5 フライングディスク

◇区分なし

●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリフト5	ディスリフト7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障がい				
聴覚障がい	◇	◇	●	●
知的障がい				
内部障がい (ぼうこう又は直腸機能障がい)				

6 ポッチャ

△ 男女混合・年齢区分なし

		区分 番号	障がい区分	競技スタイル	
				立位	座位
肢体不自由	1	切断・機能障がい	1 多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2	脳原性麻痺以外で、車いす常用、使用	2 第6頸髄まで残存		△
			3 第7頸髄まで残存		△
			4 第8頸髄まで残存		△
			5 多肢切断		△
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6 四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
			7 けって移動		△
			8 片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9 その他走不能	△	
	4		10 電動車いす常用		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手(区分2～8および10)で投球はできるが、車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプを使用するにはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障がいにより電動車いすを常用している者を対象とする。

7 バレーボール：精神障がい

男女混合とする。また試合中は、少なくとも1名以上の女性プレーヤーが出場していなければならない。

連絡員による安全確認の実施について

1 連絡員の選任及び緊急連絡先について

- (1) 当日、常に連絡がとれる方で、参加者の把握が可能な方を連絡員として選任し、連絡員携帯電話番号は必ず記入してください。
- (2) 個人参加で連絡員がいない場合は、本人の携帯電話番号の他、家族等の緊急連絡先(携帯電話番号)も記入してください。

2 「安全確認名簿」について

- (1) 上記の書類には、来場する関係者(選手・引率・介助・応援)について必要事項を漏れなく記入してください。
- (2) 「安全確認名簿」は、同じものを2部準備してください。1部を期日厳守で山形県障がい者スポーツ協会に郵送かメールで提出し、1部は連絡員が大会当日持参してください。

3 安全確認の流れ

(1) 1回目：受付時

持参した「安全確認名簿」を受付に提出し、係員が記載事項と人員を確認した後、確認印を押印し連絡員に安全確認名簿を返却する。あらかじめ提出された1部は安全管理本部で保管する。

(2) 2回目：帰宅時

安全管理本部で人員を確認後、係員の押印を受け、賞状や記録証を受付で受け取ってから帰路につく。

(3) 大会途中で帰る方がいる場合

連絡員が帰る方と共に受付に来て、名簿に帰宅時刻を記入してもらおう。

(4) 留意事項

- ① 書類の提出や受け取りは必ず連絡員本人が直接行ってください。
- ② 個人参加の方は、本人又は引率の方が上記手続きを行ってください。

4 その他

- (1) 急病、けが、行方不明等(心配があるものを含む)の緊急事態が発生した場合は状況の重大・軽微を自己判断せず、すぐに大会会場の安全管理本部か、下記緊急連絡担当者(鈴木)まで連絡してください。
- (2) 安全管理本部は、大会会場出入口に設置します。
- (3) 参加者が多い団体で「安全確認名簿」の用紙1枚に氏名を記入しきれない場合は、用紙をコピーして使用してください。

5 大会事務局： 山形県障がい者スポーツ協会

- ・〒990-2231 山形市大字大森385
- ・TEL 023-686-4084 ・FAX 023-686-3723
- ・Email info@yamagata-adapted.jp

大会当日の緊急連絡担当者：山形県障がい者スポーツ協会 鈴木政彦

携帯電話番号 090-1370-1935

第24回山形県障がい者スポーツ大会申込み注意事項（各競技共通）

1 参加申込みについて

- (1) 今大会は、各競技とも令和7年第24回全国障害者スポーツ大会の山形県予選大会とします。参加申込書の「全国障害者スポーツ大会滋賀大会の参加を希望」の「します・しません」のどちらかに○を付けてください。
※ただし、「します」に○をつけ各競技で1位になっても、必ず全国大会の選手に選考されるとは限りません。
- (2) 個人競技参加申込書の取りまとめは、下記の点に注意し正確に行ってください。
 - ① 特別支援学校、中学校及び高等学校在校生は、在籍する学校から一括して大会事務局に申し込んでください。
 - ② グループホーム、福祉ホームなどの入居者、身体障がい者施設及び知的障がい者施設への通所または入所者は、当該施設から大会事務局に申し込んでください。
 - ③ 在宅の障がい者で、障がい福祉団体、障がい者スポーツ団体に加入している場合は、当該団体を通して大会事務局に申し込んでください。
 - ④ 上記以外の者は、個人で申込むか、市町村福祉担当課を通して大会事務局に申し込んでください。
 - ⑤ 各参加者とも、同日開催競技を除くいずれかの2競技に出場できます。
2競技に出場する方は、競技ごとに指定された個人競技参加申込書にそれぞれ記入し、競技ごと定められた申込締切日を厳守して提出ください。
 - ⑥ 個人競技参加申込書に「参加申込一覧（様式2）」を競技種目ごとに添付してください。
- (3) 申込み方法は下記のとおりです。
 - ① 大会参加申込みは、郵送またはメールでの提出分のみ受け付けます。ファックスでの申込みは、一切受け付けませんのでご注意ください。
また、締切日まで大会事務局に必着するよう申込みください。
 - ② 各競技とも、締切日を過ぎての新規申込み及び選手追加・変更は一切受け付けません。
- (4) 「安全確認名簿・様式3」には、緊急時に必ず通じる携帯電話等の連絡先を明記してください。 ※大会当日の荒天時や、その他緊急時の連絡等にも使用します。
- (5) 第24回山形県障がい者スポーツ大会実施要綱と各競技の実施要領をしっかりと確認し、発送前に間違いや記入漏れがないか確認のうえ、申込みください。
- (6) 個人競技参加申込書等のデータを希望の方は、当協会ホームページからダウンロードしてください。

2 安全管理について

大会に参加される方の安全を確保するため、安全管理体制を整え大会を実施いたします。別添資料の「連絡員による安全確認の実施について」をお読みいただき、安心安全な大会の運営にご協力をお願いします。

3 プログラムについて

各競技のプログラムは、大会3日前をめどに参加申込みのあったチーム等に郵送いたします。受付時刻に遅れることのないよう来場ください。

4 連絡先・大会事務局

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231 山形市大字大森385番地

TEL：023-686-4084

Fax：023-686-3723

Email：info@yamagata-adapted.jp

ホームページ <http://www.yamagata-adapted.jp/>

第24回山形県障がい者スポーツ大会個人競技参加申込み 早見表

1 大会期日及び関係書類提出

種 目	大会期日	書類提出締切日		プログラム 発送予定日
		参加申込書	安全確認名簿	
ボッチャ	4/26(土)	4/10(木)	4/18(金)	4/21(月)
アーチェリー	4/26(土)	4/10(木)	4/18(金)	4/21(月)
卓 球	5/10(土)	4/10(木)	5/ 1(木)	4/30(水)
水 泳	5/18(日)	4/17(木)	5/ 9(金)	5/12(月)
フライングディスク	5/31(土)	5/ 8(木)	5/23(金)	5/26(月)
陸上競技	6/14(土)	5/15(木)	6/ 6(金)	6/ 9(月)

※ 申込書類等は当協会ホームページからダウンロードできます。

※ 各締切日厳守でお願いします。

※ 書類提出は、郵送かメールでお願いします。

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」 山形県選手団選手・役員選考方針（個人競技）

1 選考方針について

第24回全国障害者スポーツ大会に出場する個人競技の山形県選手選考にあたっては、新たな選手発掘とメダル獲得を目指すとともに、障がい者スポーツのすそ野の拡大により一層の振興に資することを目的として、以下の基準に基づき実施する。

2 出場資格

下記のいずれにも該当する者

- (1) 令和7年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者。
身体障がい者：身体障害者手帳の交付を受けた者（内部障がいは、ぼうこう又は直腸機能障がいのみ）。
知的障がい者：療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- (2) 本県に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、県外に現住所を有する者で、県内の学校に通学している者及び県内の施設に入所・通所している者も出場できるものとする。
- (3) 団体競技に出場しない者。

3 選手選考について

- (1) 原則として全国障害者スポーツ大会（以下、「全国大会」という。）の派遣選手選考会として開催された「第24回山形県障がい者スポーツ大会」（以下、「県大会」という。）の成績に基づき、これまでの全国大会の記録と比較して上位入賞が期待できる者を優先して選考する。
- (2) 選考にあたっては、障がい区分、年齢、選手の将来性、性別等も考慮する。
- (3) 全国大会に3年連続して出場した者は、原則として選考の対象としない。ただし、次の項目に該当するものは選考の対象とする。
 - ① 県大会の記録が過去の全国大会の最高記録を上回った者。
 - ② 直近の全国大会で、3年連続してメダルを獲得した実績のある者。
 - ③ 前回の全国大会で、金メダルを獲得した者。
- (4) 上記(1)～(3)にもとづき、総合的に検討して選考するため、全競技の県大会優勝者が必ずしも選考されるとは限らない。

4 選手決定について

- (1) 上記出場資格及び選考基準の条件を満たした者を、選考委員会で審議し選手を決定し、県に推薦する。
- (2) 県は、選手選考委員会からの推薦に基づき、第24回全国障害者スポーツ大会に派遣する選手を決定する。
- (3) 選考決定通知については、全国大会の選手に決定した者にのみ通知する。

5 役員選考について

- (1) 役員構成は、出場選手の障がいの程度及び選手の構成を考慮して選出する。
- (2) 障がい者スポーツの理解者を増やしていくため、障がい者スポーツ等の関係者に限らず、山形県スポーツ協会、各競技協会・連盟・団体等の指導者からも選出する。
- (3) 選考にあたっては、障がい者スポーツに対する理解の深さ、競技の指導経験、全国大会出場に向けた練習会・合宿・会議等への参加の可否などを考慮する。
- (4) 前3項を踏まえて、山形県障がい者スポーツ協会長が派遣役員を決定する。

わた SHIGA 輝く障スポ 実施競技

◆ 正式競技 14 競技

● オープン競技 4 競技

(身) 身体障害者出場競技

(知) 知的障害者出場競技

(精) 精神障害者出場競技

長浜市

◆ フットソフトボール (知)



長浜市

彦根市

◆ 陸上競技 (身・知)
● SO バドミントン



◆ ボウリング※(知)
開催所在地：彦根市



高島市

◆ ソフトボール (知)

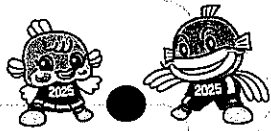


高島市

米原市

大津市

◆ バスケットボール (知)
◆ 車いす
バスケットボール (身)
● スポーツウエルネス吹矢



彦根市

愛荘町

◆ アーチェリー (身)



近江八幡市

東近江市

東近江市

◆ グランド
ソフトボール (身)

草津市

◆ 水泳 (身・知)
◆ バレーボール(精)



大津市

甲賀市

近江八幡市

◆ バレーボール(身)



甲賀市

◆ フライングディスク (身・知)
◆ ポッチャ (身)

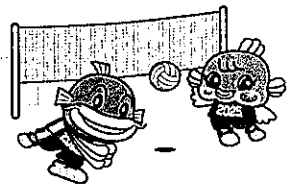


野洲市

◆ 卓球 (身・知・精)
※サウンド テーブル
テニス含む

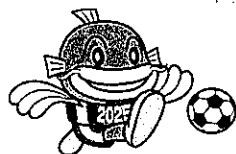
湖南市

◆ バレーボール(知)



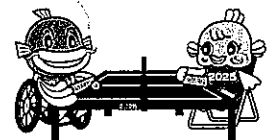
守山市

◆ サッカー (知)
● ゴールボール



栗東市

● 卓球バレー



障スポの正式競技は、県と市町が共同で運営します。

※ボウリングは、県と彦根市、豊郷町、甲良町および多賀町が共同で運営します。